

記入例 (第1子の出生・転入の時)

児童手当・特例給付 認定請求書

提出年月日		令和 . . .		※受付確認年月日								
請求者	氏名	ア. 会社員 (被用者) イ. 自営業 ウ. パート等 エ. 無職 オ. 公務員 (勤務先)		現住所	1月1日の住所	支払希望金融機関						
	個人番号	ア. 会社員 (被用者) イ. 自営業 ウ. パート等 エ. 無職 オ. 公務員 (勤務先)		現住所	1月1日の住所	名称	支店名					
配偶者	氏名	ア. 会社員 (被用者) イ. 自営業 ウ. パート等 エ. 無職 オ. 公務員 (勤務先)		現住所	1月1日の住所	支店番号	銀行 信用金庫 農協					
有・無	個人番号	ア. 会社員 (被用者) イ. 自営業 ウ. パート等 エ. 無職 オ. 公務員 (勤務先)		現住所	1月1日の住所	請求者本人名義の口座をご記入ください。配偶者や児童の口座に振り込む事はできません。ゆうちょ銀行は振込用の口座を記入してください。口座名義は通帳やキャッシュカードに記載されているカナ文字で正しくご記入ください。						
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	監護 (監督・保護)	生計関係	住所 (別居の場合のみ)	海外留学 出国年月	※児童との関係	※0~3歳未満	※3歳~小学校修了前	※中学生
	子	子	H . .	同	有	同	父母及び未成年後見人の場合は「生計同一」それ以外の方は「生計維持」となります。		同居父母 未成年後見人 父母指定者			
	他 ()	他 ()	R . .	別	有	同	別居されている場合は併せて別居監護申立書の提出が必要です。		同居父母 未成年後見人 父母指定者			
	他 ()	他 ()	R . .	同	有	同			同居父母 未成年後見人 父母指定者			
加入している年金の区分	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 ()		扶養親族等及び児童の数	有・無	※不足書類	児童手当認定請求時に必要なもの 1. 請求者の振込口座がわかるもの 2. 請求者と配偶者の個人番号 (マイナンバー) カードなどの個人番号がわかるもの 3. 窓口でお手続きされる方の本人確認書類 (個人番号カード、免許証など) * 郵送で手続きされる場合は上記書類については、コピーの添付で可 4. 代理の方が手続きをされる場合は、委任状 (請求者が記載した認定請求書を代理の方が持参される場合は不要) ※上記書類が揃えられない場合は、子ども育成課にご相談ください。 ※出生や転出予定日の翌日から15日以内のご請求をお願いします。15日を経過した日が月をまたいでいる場合は、支給開始月が遅れますのでご注意ください。		始年月	※区分	※手当月額		
所得の合計額	所得の状況		扶養親族等及び児童の数 うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	有・無	振込口座 離婚協議証明 他 ()	円	円	円	所得制限 限度額未満	3歳未満 3歳~小学校修了前 中学生 特例給付	円	
※審査	所得の合計額	控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額 障害人・特障人	寡婦・寡夫・勤労学生控除額	円	円	円	児童手当法施行令第3条第1項による控除	8万円	円	
所得の状況については、高槻市で課税のある方は課税情報から、転入等の方はマイナンバーにより確認いたしますので記入は必要ありません。										受付確認		※受付担当
<input type="checkbox"/> 個人番号照合/情報照会 了承済 <input type="checkbox"/> 本人確認 番号確認: <input type="checkbox"/> 請求者 <input type="checkbox"/> 配偶者												

高機市
父母のうち所得の高い方が児童手当の受給者となりますので、その方の氏名を請求者として記入してください

一般に公務員の方の児童手当は勤務先での請求になりますが、独立行政法人等にお勤めの方や非常勤職員の方は住所地での請求となります。高槻市から受給される公務員の方は、重複支給がないことを確認させていただくため、具体的な勤務先をご記入ください。
例) 国立〇〇大学 勤務 〇〇市役所非常勤職員

個人番号欄は、個人番号 (マイナンバー) 通知カードなどをご覧になり正しくご記入ください。個人番号の確認のため個人番号カード等をご持参ください。(郵送の場合はコピー添付) 個人番号の確認ができない場合は住基ネット等により個人番号を照合させていただきますのでご了承ください。

配偶者の方が公務員の場合は、職場での児童手当の請求の有無を確認させていただきます。具体的な勤務先をご記入ください。
例) 〇〇市職員 × × 病院に出勤中 〇〇小学校教員

支給対象は15歳の最初の3月31日 (中学生) までの児童ですが、18歳の最初の3月31日までの児童数としてカウントされますので、対象外でもご記入ください。

「日々の面倒をみている」ということ。児童手当の受給には監護関係が必要です。

別居されている場合は併せて別居監護申立書の提出が必要です。

児童手当認定請求時に必要なもの
1. 請求者の振込口座がわかるもの
2. 請求者と配偶者の個人番号 (マイナンバー) カードなどの個人番号がわかるもの
3. 窓口でお手続きされる方の本人確認書類 (個人番号カード、免許証など)
* 郵送で手続きされる場合は上記書類については、コピーの添付で可
4. 代理の方が手続きをされる場合は、委任状 (請求者が記載した認定請求書を代理の方が持参される場合は不要)

※上記書類が揃えられない場合は、子ども育成課にご相談ください。
※出生や転出予定日の翌日から15日以内のご請求をお願いします。15日を経過した日が月をまたいでいる場合は、支給開始月が遅れますのでご注意ください。